

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市農業者トレーニングセンター及び併設施設の利用許可の取消し
根拠条例・規則等名 条 項		さいたま市農業者トレーニングセンター条例 第 1 1 条、第 2 2 条
所 管 部 課		経済局農業政策部農業者トレーニングセンター (電話：048-878-2026 )
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	基準については条例第 1 1 条の記載事項
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定      平成 31 年 10 月 1 日最終改正
備 考		